

硫黄酸化物

施設名	法規制値	測定値		測定年月日
	K 値	算出K値	排出量(Nm ³ /h)	
溶鋳炉	17.5	0.035	0.218	2024/11/20
鍊ピ炉	17.5	0.242	1.52	2024/8/26
# 1 粗鉛ケトル炉	17.5	0.039	0.024	2024/11/13
精鉛ケトル炉	17.5	0.026	0.016	2024/9/18
種板ケトル炉	17.5	0.194	0.042	2024/5/13
No 2 粗鉛ケトル炉	17.5	0.026	0.016	2024/9/18
No 3 粗鉛ケトル炉	17.5	0.026	0.016	2024/9/18
副産 1 号炉	17.5	0.002	<0.008	2024/10/11
副産 2 号炉	17.5	0.002	<0.011	2024/10/24
副産 3 号炉	17.5	0.356	0.080	2024/8/19
粗銀精製炉	17.5	0.022	<0.005	2024/7/16
揮発炉	17.5	0.28	0.063	2024/7/22
合金 3 号炉	17.5	0.25	0.054	2024/11/13
合金 5 号炉	17.5	0.051	0.011	2024/11/14

備考

1. 法規制値は、大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごとに別表第 1 の下欄（右欄）に掲げる値
2. 硫黄酸化物排出量は、次に掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の排出量
日本工業規格（以下、単に「規格」という）K 0 1 0 3 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格 Z 8 8 0 8 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

窒素酸化物

施設名	法規制値 cm ³ / Nm ³	協定値 cm ³ / Nm ³	測定値 cm ³ / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	100	100	<6.8	2024/11/20
鍊ピ炉	100	100	9.2	2024/8/26
# 1 粗鉛ケットル炉	200	200	67	2024/11/13
精鉛ケットル炉	200	200	50	2024/9/18
種板ケットル炉	200	200	66	2024/5/13
No 2 粗鉛ケットル炉	200	200	50	2024/9/18
No 3 粗鉛ケットル炉	200	200	50	2024/9/18
副産 1 号炉	200	200	89	2024/10/11
副産 2 号炉	200	200	96	2024/10/24
副産 3 号炉	200	200	51	2024/8/19
粗銀精製炉	200	200	<18	2024/7/16
揮発炉	200	200	36	2024/7/22
合金 3 号炉	180	180	66	2024/11/13
合金 5 号炉	180	180	52	2024/11/14

備考

1. 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 窒素酸化物濃度は、0℃1気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする
3. 窒素酸化物濃度については、酸素濃度による補正を行った値とする

排ガス・ばいじん

施設名	法規制値 g / Nm ³	協定値 g / Nm ³	測定値 g / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	0.15	0.1	<0.01	2024/11/20
鍊ピ炉	0.15	0.1	<0.01	2024/8/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2024/11/13
精鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2024/9/18
種板ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2024/5/13
No 2 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2024/9/18
No 3 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2024/9/18
副産 1 号炉	0.2	0.15	<0.01	2024/10/11
副産 2 号炉	0.2	0.2	<0.01	2024/10/24
副産 3 号炉	0.3	0.2	<0.01	2024/8/19
粗銀精製炉	0.2	0.2	<0.01	2024/7/16
揮発炉	0.3	0.3	<0.01	2024/7/22
合金 3 号炉	0.2	0.2	<0.01	2024/11/13
合金 5 号炉	0.2	0.2	<0.01	2024/11/14
備考				
1. ばいじん量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による				
2. ばいじん量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m ³ 当りのものとする				

排ガス・有害物質 C d

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	1.0	0.7	<0.002	2024/11/20
鍊ピ炉	1.0	0.7	<0.002	2024/8/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2024/11/13
精鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2024/9/18
種板ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2024/5/13
No 2 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2024/9/18
No 3 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2024/9/18
副産 1 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/10/11
副産 2 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/10/24
副産 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/8/19
粗銀精製炉	1.0	0.7	<0.002	2024/7/16
揮発炉	1.0	0.7	<0.002	2024/7/22
合金 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/11/13
合金 5 号炉	1.0	0.7	<0.002	2024/11/14
備考				
1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法 又は日本工業規格に定める自動分析記録法による				
2. 有害物質量は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m ³ 当りのものとする				

排ガス・有害物質 P b

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	30	20	0.003	2024/11/20
鍊ピ炉	30	20	0.017	2024/8/26
# 1 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.019	2024/11/13
精鉛ケツトル炉	10	7	0.46	2024/9/18
種板ケツトル炉	10	7	0.002	2024/5/13
No 2 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.46	2024/9/18
No 3 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.46	2024/9/18
副産 1 号炉	10	7	0.027	2024/10/11
副産 2 号炉	10	7	0.63	2024/10/24
副産 3 号炉	10	7	0.008	2024/8/19
粗銀精製炉	10	7	0.018	2024/7/16
揮発炉	10	7	0.005	2024/7/22
合金 3 号炉	10	7	0.004	2024/11/13
合金 5 号炉	10	7	0.003	2024/11/14

備考

- 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 有害物質量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排水

項目	法規制値	協定値	測定値		測定年月日
			坑廃水処理場	藤沢捨石鉱さい集積場	
水素イオン濃度	5. 8～8. 6	6. 5～8. 5	7.5	7.3	2024/11/5
カドミウム及び その化合物 (mg/l)	0.1	0.03	<0.003	<0.003	2024/11/5
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.07	<0.01	<0.01	2024/11/5
フッ素及びその化合物 (mg/l)	8	6	2.8	2.7	2024/11/5
亜鉛含有量 (mg/l)	2	2	0.05	0.10	2024/11/5
備考					
1. 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める方法とする					

騒音・振動・臭気

項目	協定値			測定値	測定年月日
騒音	昼間	朝・夕	夜間	朝 3 6 . 5	24/10/15~16
				昼 4 5 . 2	
				夕 3 6 . 2	
	5 5 dB(A)以下	5 0 dB(A)以下	4 5 dB(A)以下	夜間 3 3 . 6	
(法規制区域外)					
振動	昼間	夜間		昼 2 4 . 6	2024/10/15
	6 0 dB以下	5 5 dB以下		夜 2 8 . 1	
	(法規制区域外)				
臭気	規制箇所 敷地境界			12	2024/8/19
	協定値 臭気指数 1 5 (法規制区域外)			< 1 0	

備考

騒音

1. 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に定める方法とする。
2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 朝・夕は、午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までとする。

振動

1. 想定方法は、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に定める方法とする。
2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。

臭気

1. 測定方法は、三点比較式臭袋法（平成7年9月13日環境省告示第63号）に定める方法とする。